



目次

交野まつり	2～3
景観まちづくり条例	4
地域安全条例	5
学 習	6～7
人 権	8
行革への取り組み ⑮	9
スナップ	10
健 康	11
暮らし	12～13
みんなのひろば	14～15
8月の相談室(無料)	裏面

平成10年第15回交野まつり



星に願いを☆☆☆未来へつなごうセタロマン

第16回交野まつり

8月7日(土)14:00~21:00

8日(日)13:00~20:00

いきいきランド交野
星ふる広場

第16回交野まつりは、「星に願いを☆☆☆未来へつなごうセタロマン」をテーマに、8月7日(土)・8日(日)、いきいきランド交野(市立総合体育施設)の星ふる広場をメイン会場に開催されます。

家族連れで、あるいは友達と誘い合わせてどしどしご来場ください。

- 主催 交野まつり実行委員会
- 後援 交野市・交野市議会・交野市教育委員会・(財)大阪21世紀協会
- 問い合わせ 同実行委員会事務局(☎91・444)

模擬店・フリーマーケットも多数出店しています。

※催し物は、一部変更することもあります。 ※駐車場には限りがありますので、できるだけ車でのご来場はご遠慮ください。

共通催事 7日 14:00 ~ 18:00
8日 13:00 ~ 18:00

★俳句・川柳コーナー
みなさんから寄せられた「星のまち交野」の俳句・川柳を展示します。

★ふわふわ
今年のふわふわは長さ20疋。中に仕掛けられた関門をうまく突破できるかな。

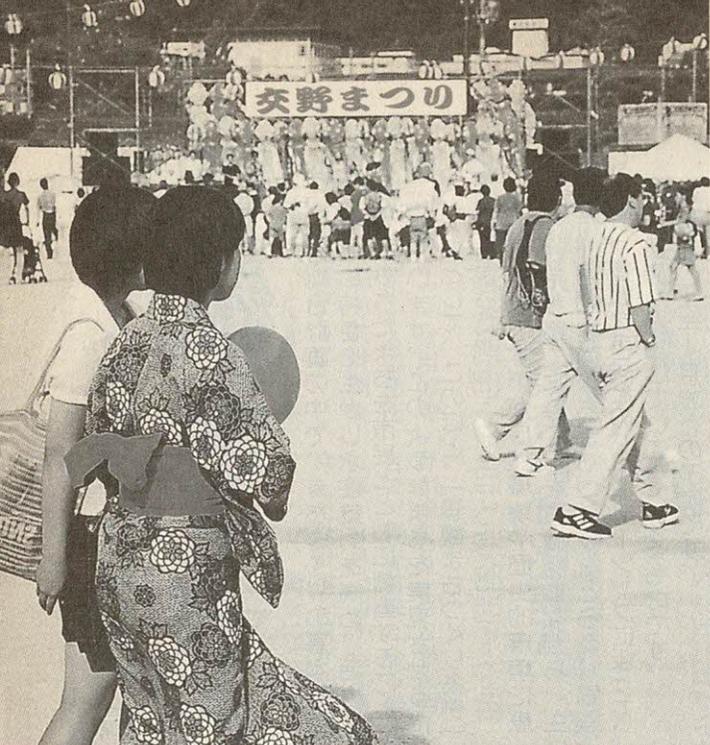
★手作り玩具コーナー
木やケナフを使って、昔懐かしい玩具を作りましょう。

★似顔絵コーナー
美大生に描いてもらいます。

★焼き板コーナー
今年の焼き板はポケモンです。

★セタプリクラコーナー
交野まつりの思い出に、プリクラはいかがですか。

★紙すき体験コーナー
ケナフを利用した紙すきを体験しませんか。



7日(土)

★交野チャレンジ

優勝するとあなたの名前が残ります。

- ☆竹とばし
- ☆ブドウの早食い
- ☆リンボーダンス
- ☆竹馬競争
- ☆大声大会

★交野一番日焼けコンテスト

夏休みにはいって一番日焼けしているのはどの子かな。

★バンド演奏

★交野高校ファンクダンスクラブ

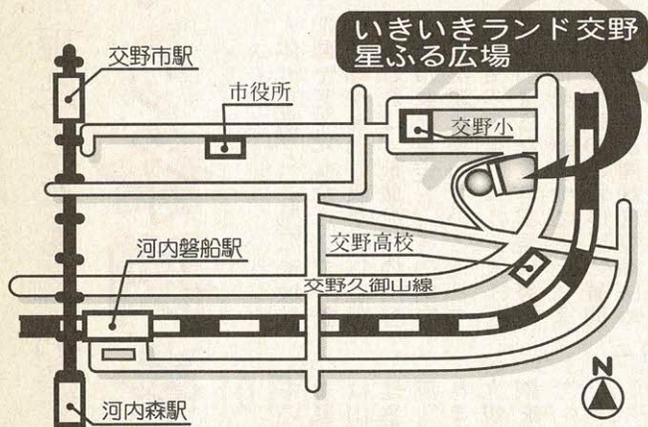
★和太鼓の演奏

★セレモニー

★盆踊り

日中の暑さが納まってくるころ、みんなで浴衣に着替えて、音頭や太鼓のリズムに合わせて踊りませんか。

※8月1日(日)午前10時～正午、青年の家体育室で盆踊りの練習を行います。ふるって参加してください。



8日(日)

★キャラクターショー

今年登場するのはアンパンマンです。ちびっこはステージの前に集まってください。

★交野ベンチャーズとピクニターズの演奏

ベンチャーズのナンバーやラテン音楽の演奏を楽しんでください。

★ビンゴ大会

すてきな賞品を用意してみなさんの参加を待っています。

※ビンゴカード引換券は、交野まつりのチラシ(新聞折り込み)に付いていますので、当日はチラシを持参して本部で引き換えてください。(先着1,000人)

★よさこい踊り

リズムとテンポに乗って踊り、暑さなんか吹き飛ばしましょう。

プログラム

8月7日(土)

14:00～15:30	交野チャレンジ	竹とばし、日焼けコンテスト、リンボーダンス、竹馬競争、ブドウの早食い、大声大会
15:30～18:30	市民ステージ	バンド演奏、和太鼓演奏、ファンクダンス、大道芸
	セレモニー	
19:00～20:30	盆踊り	

8月8日(日)

13:00～14:00	キャラクターショー	アンパンマン
14:00～14:30	七夕さんがころんだ	
15:00～16:00	キャラクターショー	アンパンマン
16:00～17:00	交野ベンチャーズ・ピクニターズ演奏	
17:00～18:00	ビンゴ大会	
18:30～20:00	よさこい踊り	

活力と人間愛にみちたまちを市民とともに創造

景観まちづくり条例を制定

市は、総合計画の中で、まちづくりの基本理念を「本市の特色を生かし永住魅力を高め、活力と人間愛にみちたまちを市民とともに創造すること」と定めています。このようなまちを実現させるための一つとして、このほど、「景観まちづくり条例」を制定しました。

その概要は、本市が自然環境や歴史的環境に恵まれた住宅都市であることを再確認しながら、主に都市計画的な面からまちづくりをとらえ、固有の風景や景観を市民とのパートナーシップによって、保全・整備・創出していこうとするものです。条例は、12年4月施行の予定です。

○問い合わせ 都市政策課

〔基本計画の策定〕

景観まちづくりの基本的な目標を明らかにし、その実現を図る指針となる「景観まちづくり基本計画」を策定します。

◇基本計画は、「わがまち」に愛着と誇りを持ち、より魅力的なまちづくりをすすめるための計画を「景観まちづくり審議会」に諮り、意見を聴いて定めます。

〔個別施策〕

地域特性を生かした地域住民によるまちづくりを推進し、良好な住環境を確保するため、地区計画制度や建築協定などを積極的に導入します。◇地域の特性に応じて定めら

れる地区計画制度は、地域のまちづくりに効果的で、本市でも、現在11地区154・2軒、建築協定は4地区9・5軒が定められています。これらは、市街化区域の約18%しかなく、今後積極的な導入が期待されます。

◇地区計画制度等を決める場合、その計画内容について対象地域の住民のご理解とご協力による賛同が必要になります。個別事情などによりなかなか賛同が得られない状況にあります。

◇この条例では、地区計画制度等の内容を住民で検討する組織「景観まちづくり団

体」の設置と、計画「地域計画」を策定したうえで、賛同率がおおむね7割以上得られれば、地域計画の内容を市長と協定し、その内容の実現に努めていこうとするものです。

◇このような内容実現に努める活動を継続することにより、住民のみなさんの賛同率を地区計画制度等が決められるまで引き上げ、計画決定等の法に移行させようとするものです。

◇なお、地域計画の内容は、地区計画制度等だけでなく地域の緑化計画などの生活環境を向上させる方策も含むものです。

◇地域計画の策定や活動をするにあたって助言を必要とする場合は、市から専門のアドバイザーを派遣します。

◇交野らしさや地域らしさを醸しだして景観資質を景観等形成重点地区として、また、地域の景観を特徴づけているものや建築的価値をもつ建築物を景観等形成建築物として指定し、適切に保全・整備するなどして次世代へ望ましい形で継承し

ていこうとするものです。

◇対象としては、重点地区では山地部・河川・旧集落、建築物では、教育文化会館・社寺仏閣などが想定されます。

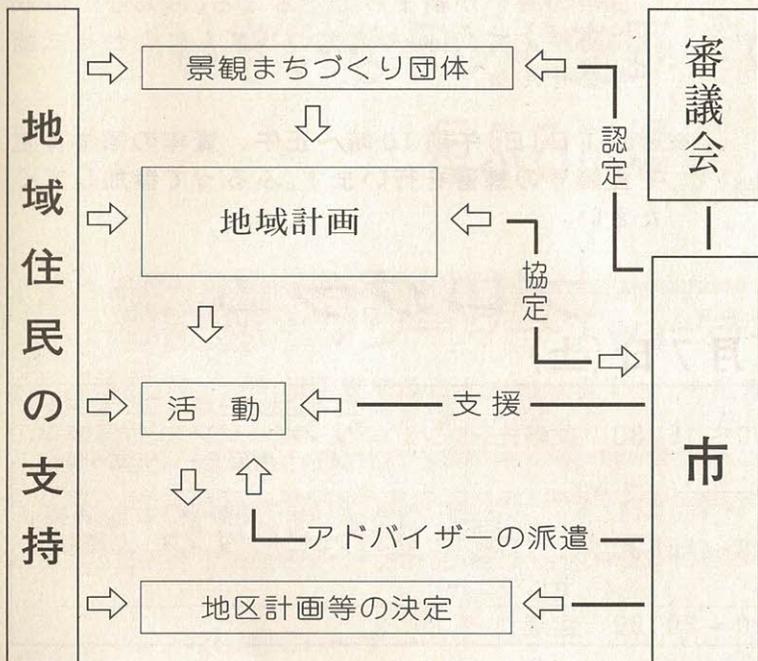
◇大規模建築物は、地域の景観を特徴づけるものですので、建築にあたって配慮し

てほしい事項について誘導基準を定めようとするものです。

◇中高層建築物の建築に伴う紛争が生じた場合、中立的な立場でかつ建築等の知識を有する第三者が仲立ちするあつせん・調停制度を設けます。

◇あつせん・調停は強制力をもつものでなく、あくまで任意で行うものです。

〔景観まちづくり審議会〕この条例全般にわたって審議していただく「景観まちづくり審議会」を設置します。審議会の委員構成は20人以内で、



有識者5人、地域文化開発構想推進会議代表者5人(文化ゾーンごとに1人)、行政、団体代表及び公募市民5人程度で構成します。

景観まちづくり審議会 市民委員を募集

○資格 20歳以上70歳未満の市民

○定員 5人(文化ゾーン各1人)多数の場合合は抽選

○審議会開催予定 9月～3月(2か月に3回(平日の昼間2～3時間))

▽3月以降(2か月に1回)

○任期 2年

○報酬 市の審議会報酬規定による

○申し込み はがきかフックスで住所、氏名、年齢、連絡先(電話)、景観まちづくり審議会市民委員応募と記入のうえ、8月13日(金)までに、〒576-8501 交野市私部1-1-1 市役所都市政策課

○問い合わせ 都市政策課 (☎92・0121 ファクス91・5046)

※景観まちづくり審議会の委員は、広報に掲載します。

安全で住みよい地域社会の実現 「地域安全条例」を 施行

7月1日「安全を考える日」

慮しつつ相互に協力して、犯罪、事故及び災害を防止し、安全に暮らすことができるまちづくりを推進するよう努めなければならぬ、とされています。

主な規定内容は、次のとおりです。

◇市の責務として、国や他の公共団体その他関係機関や団体と緊密な連携を図りながら、安全環境の保全と醸成に配慮しなければならぬ。

◇市民の責務として、自らの生活の安全確保と自主的な地域安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する安全に関する施策に協力するよう努めなければならぬ。

ご協力ください 「特別調査」 勤労統計調査

対象は天野が原町5丁目と私部西1丁目

7月31日現在で、常用労働者1〜4人を雇用する事業所を対象に毎月勤労統計調査「特別調査」を実施します。

この調査は、1〜4人規模の事業所での賃金、労働時間及び労働者数の動向を都道府県別に明らかにするなどの目的をもってします。

今回の特別調査区域は、天

日を「安全を考える日」と定めました。

◇事業者の責務としては、安全管理を最重点として事業活動を展開し、所有もしくは管理にかかるとして、建物その他の工作物を適切に管理することや、市が行う施策が効果的に実施されるよう協力しなければならぬ。

◇市民及び事業者の安全意識の高揚を図るため、7月1

◇本条例の目的をより効果的に運用するため、各団体や機関が共同して調査検討する組織「地域安全対策協議会」(仮称)の設置や、地域安全活動上必要があるときは一定の区域を「モデル地区」として指定することができる。

◇問い合わせ 環境生活課

「近畿で初めて設置」 「パト看板」 事故防止に 昼は「文字看板」 夜は「パトカーと警察官に変身」

6月20日(日)、私市9丁目の国道168号線沿いに、昼間は普通の文字看板だが、日が暮れると検問中のパトカーと警察官に変身する「パト看板」が、2車線に各1基お目見えしました。

どが多発。大阪府警察本部が運転者に「安全運転を呼びかけるため」近畿で初めて設置したもので、効果が期待されています。

8月10日は「道の日」 道路は広く、美しく 使いましょう

8月1日から31日までは「道路をまもる月間」、8月10日

民生児童委員を たたえる

齋藤美枝子さんらに知事表彰
渥美久栄さんらに市長感謝状

第25回交野市民生児童委員大会で、5年以上活躍された民生児童委員、主任児童委員に、市長から感謝状が贈られました。

知事表彰

〔特別功労〕

齋藤美枝子(幾野)

〔在任30年〕

野入典子(倉治)

〔在任15年〕

小林三子(私市)、中村美

美子(倉治)、原田美輪子

(藤が尾)、木村和子(東倉

治)

市長感謝状

渥美久栄(星田)、矢寺意

子(私部)、清野照子(幾

野)、上井敬子(星田)

◇8月20日(金)

中環クリーンキャンペーン

(八尾土木事務所管内の大阪

中央環状線や駅前で道路美化

啓発活動)

◇期間中

横断幕などの設置、ポスタ

1の掲示、チラシの配布など

◇問い合わせ 大阪府道路課

管理係(☎06・6941・

0351)

は「道の日」です。道路を常に広く、美しく、安全に使用する機運を高めるため、全国各地で様々な推進運動が繰り広げられます。

大阪府内では、次のような活動が行われます。

◇8月2日(月)

街頭キャンペーン(府内7

か所の駅前などで、啓発品を

配布)

コンピュータ

夏期集中講座

生涯学習大学

市教育委員会では、8月中旬に7回にわたって、生涯学習大学「コンピュータ夏期集中講座」〜マルチメディアを楽しく〜を開きます。お気軽に参加してください。

回	開催日	内 容
1	8月18日(水)	マウスでお絵かき
2	8月19日(木)	カード・名刺作り
3	8月20日(金)	カード・名刺作り
4	8月24日(火)	ワープロソフトで文書作成
5	8月25日(水)	ワープロソフトで文書編集
6	8月26日(木)	インターネット体験学習
7	8月27日(金)	インターネット活用学習

※いずれも時間は、午前10時〜正午です。

- ところ 第3中学校2階コンピュータ教室
- 対象 市内在住・在勤のパソコン初心者で全日程を受講できる人
- 定員 40人
- 講師 長宝寺小教諭 岩本泰典さん・1中教諭 乗京 亨さん・3中教諭 中田 守さん・3中教諭 笠井 亮さん
- ※講師は、各項目に分かれて担当します。
- 受講料 5000円(テキスト、フロッピー代を含む)
- 持ち物 筆記用具

夏休み親子工作教室

牛乳パックで作ろう！

- 申し込み 8月6日(金) 午前10時から社会教育課 ※受講料を添えてお申し込み
- 問い合わせ 社会教育課 (青年の案内 ☎92・7721)
- ※6日午前10時の時点で応募多数の場合は抽選とします。
- 持ち物 後日、参加者に通知します
- 主催 市牛乳パックリサイクル連絡会
- 申し込み・問い合わせ 8月2日(月)〜9日(月) 全曜日曜日を除く午前9時〜午後5時)までに電話でリサイクル推進室(☎93・8651)
- ところ ゆうゆうセンター 3階展示活用室
- 定員 先着40人

夏休み 子ども歴史 体験講座

市文化財事業団では、夏休みを利用して、火をおこしたり、縄文土器を作ったり、古代米といわれる赤米の試食などをします。歴史の好きな子どもの参加をお待ちしています。

- ところ 青年の家
- 内容 ①土器のはなし・土器作り ②土器焼き・古代米試食
- 対象 小学校4年生〜6年生20人
- ※保護者もどうぞ。
- 参加費 500円(材料費)
- 申し込み・問い合わせ 市文化財事業団(☎93・8111)
- とき ①8月6日(金) 午後1時〜3時 ②8月25日(水) 午後1時〜4時 <雨天の場合は27日(金)>

人権啓発映画会



- とき 8月28日(土)午後1時〜
- ところ 星の里いわふね体育室
- 内容 映画「ムーラン」をとおして、人権について考えます
- 定員 先着 800人
- 入場 無料
- 主催 市人権啓発推進協議会、市教育委員会、市
- 問い合わせ 人権擁護推進室
- ※車でのご来場はご遠慮ください。

10月入校 後期生徒募集

高等職業技術専門校

- 府内に7校ある高等職業技術専門校では、離職者らを対象に職業訓練を行っていますが、このたび松原、東淀川、芦原及び夕陽丘女子の各校で、10月入校の生徒を募集します。
- 科目 グリーンエクステリア、ディスプレイ塗装、トレース、一般事務、ビル管理、福祉サービス、經理ビジネス、OAビジネス
- 就学期間 6か月
- 必要経費 教科書、教材、作業服、工具代、その他実費
- 就職 訓練修了後、公共職業安定所があつせん
- 募集期間 8月2日(月)〜23日(月)
- 選考日 9月17日(金) 午前9時〜
- 発表 9月28日(火) 午前10時〜午後5時
- 問い合わせ 大阪府能力開発課(☎06・6941・0351)
- ※願書は、高等職業技術専門校、公共職業安定所、府民情報プラザなどで配布しています。

サマーボランティアスクール

親子ペアで体験してみましよう

夏休みの一日を、ボランティア体験してみませんか。ボランティア活動は、まず行動することです。体験して、勇気や優しさを実感してください



い。あなたにとって大切な力
がわいてくるはずですよ。

○とき・対象者・定員

▽8月19日(木) 小学生親子

ペア 20組

▽8月25日(水) 中学・高

校・大学生 30人

○ところ ゆうゆうセンター

○内容 いずれも午前中は手話入門、昼食時は

アイマスク体験、午後は車いす介助

○費用 無料

○持ち物 筆記用具、弁当

○講師 車いす介助 高橋圭子さん、手話 西田志保さん

○申し込み・問い合わせ ボランティアセンター(☎94・3737)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

手話講習会日程

火曜日 (18:30 ~ 20:30)

9月	7日・14日・21日・28日
10月	5日・12日・19日・26日
11月	2日・9日

金曜日 (13:30 ~ 15:30)

9月	10日・17日・24日
10月	1日・8日・15日 22日・29日
11月	5日・19日

手話講習会

中級コース

聴覚障害者と意思の疎通をはかる

手話の普及と技術の向上をめざし、聴覚障害者に対する理解を深めるとともに、聴覚障害者と健聴者との意思の疎通をはかるためのボランティアを養成します。

○とき 上表

○ところ ゆうゆうセンター

○内容 中級コース

○資格 市内在住・在勤の人で、初級手話講習会修了程度の経験のある人

○定員 30人

○受講料 無料(教材費などは実費)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

○申し込み・問い合わせ 8月16日(月)から福祉サービス課(☎93・6400)

8月26日(木) 星の里いわふねで 水辺の環境教室

10時~午後3時 星の里いわふね 市内在住の小学生以上とその保護者

○定員 先着50人

○講師 大阪自然環境保全協会会員

○申し込み・問い合わせ 8月2日(月)から電話で環境生活課

中、研修室を「学習室」として開放します。お気軽にご利用ください。



○期間 8月31日までの月曜日を除く毎日

○時間 午前9時30分~午後4時30分

○ところ 青年の家2階 第5研修室

○対象 市内在住・在学者

○問い合わせ 青年の家(☎92・7721)

青少年コーナー

夏休みを楽しく、有意義に

市青少年指導員会では、子どもたちに夏休みを有意義に過ごして

もらうよう「進んであ

いさつをし

よう」「ごみ

はポイ捨て

しないで、

見かけたら

拾い集めよ

う」「心を通

わすよう努

力しよう」

の3つのこ

とに心がけ

るよう呼び

かけていま

す。

夏休みを利用して、家族

で海や山へキャンプに出か

す。

す。

青年の家では、夏休み期間

夏休み期間中 学習室を開設

青年の家では、夏休み期間

○問い合わせ 社会教育課

○問い合わせ 社会教育課

○問い合わせ 社会教育課

○問い合わせ 社会教育課

○問い合わせ 社会教育課

○問い合わせ 社会教育課

行革への 取り組み

特殊勤務手当の 全面見直し

近年の多岐多様化、複雑化する市民のニーズに対応するために、市職員の勤務形態、業務内容は大きく変わってきました。

このため、市は、「交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」を7月から改正することとなりました。

その内容は、新たに4項目を追加し、12項目を廃止、9項目の手当額を増額し、現行の21項目から13項目に改正されました。

12項目の手当を廃止

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適当でないと思われるものに対して国家公務員や地方公務員に支給されるものです。

特殊勤務手当の全面的な見直しについては、行革推進計画第1次分に掲げた改革課題として、支給業務の見直しをはじめ、支給額の適正化を含めて検討しました。



改正内容は、手当を廃止するものとして、作業用自動車乗用自動車の運転整備作業、常時時間外勤務を要する職員、車両等の安全運転管理者、防火管理者、調理作業、塩素取扱作業、予防接種業務、消防活動（一部）、土木作業に従事する職員の手当など12項目になります。

新たに手当を支給するものは、国保料等の実地徴収、樹木等の薬剤散布、救急救命士

の資格を有しその業務に従事、水質検査などをおこなうために有害物を取り扱った場合の手当の4項目になります。

手当額を増額して適正化を図ったものは、市税等の実地徴収、感染症防疫作業、汚物の収集作業、犬猫等の死体処理作業、消防業務（一部）、ポイラー取扱主任者、危険物取扱主任者の手当など9項目となっています。

国民年金 Q & A

学生の保険料を 免除する制度

Q 20歳の学生です。ひとり暮らしをしており、生活費や学費は親から仕送りを受けていますが、保険料まで親に負担してもらおうのは気がひけます。免除してもらおうことはできないでしょうか。

A 親の収入によって、学生の保険料を免除する制度があります。

20歳以上であれば、学生でも国民年金に加入して保険料を納めることになっています。これは、学生期間中に起きた事故や病気による障害についても保障しているという考えからです。しかし、一般的に学生は収入がなく、保険料を自分自身で負担することが困難ですから、世帯主が本人に代わって負担している状況となっています。

そうすると、学生をもつ親の負担は大きくなりますし、仕送りしている場合はなおさら大変です。そこで、親の収入によって保険料を免除するという学生のための特別の免除基準が設けられています。ただし、学生本人がアルバイトなどで収入を得ており、所得税が課せられている場合は免除されません。

この免除制度の基準ですが、例えば、会社員などの世帯で4人家族の場合は、下表のようになっています。

なお、免除を受けるためには申請が必要です。

○問い合わせ 保険年金課

基準額の収入ベースへの換算（試算） （夫婦と子2人のサラリーマン世帯のケース）

	同居	別居	
国公立	約675万円	約740万円	国公立と私立の差約95万円
私立	約770万円	約835万円	

同居と別居の差約65万円

	同居	別居
国公立学生1人増	約65万円増	約130万円増
私立学生1人増	約160万円増	約220万円増



◀ 自転車などにひったくり防止ネット

6月17日(木)、私部4丁目のぎんりんターミナルかたので、交野市防犯協議会、枚方警察署、かたの福祉会が、やわらぎ授産所入所者の協力を得て、駐輪中の自転車やバイクに「ひったくり防止ネット」を取り付けました。

大阪のひったくり全国ワースト1の汚名を

返上しようと企画されたもので、市内13か所にある駐輪場の月極め利用自転車(バイクを含む)6,324台を対象に、半月間かけて配布しました。



◀ 緊急車両による迷惑駐車防止の啓発パレード

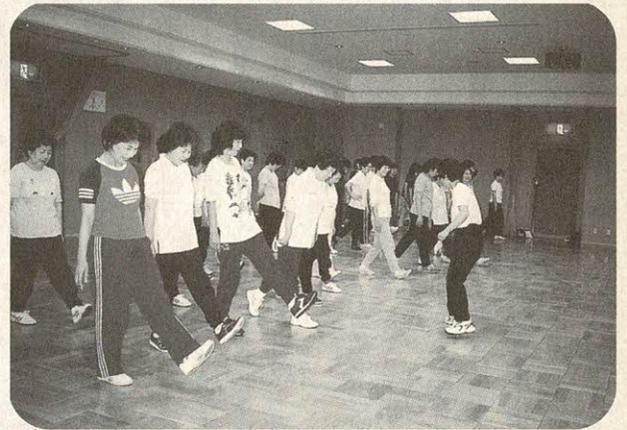
6月20日(日)、ゆうゆうセンターからサティー前まで、枚方警察署、枚方交野交通安全協会、交野市交通安全対策協議会などが参加し、迷惑駐車防止啓発パレードを行いました。

迷惑駐車をなくすには、市民の意識向上が先決——との考えから運動を展開。この日は、女性白バイ隊の2人を先頭に緊急車両13台が行進し、道行く人たちに迷惑駐車防止を呼びかけました。

▶ ウォーキングの基本を習う

6月18日(金)・25日(金)、ゆうゆうセンターで、ウォーキング講習会が開かれ、約50人が講師の福井隆子さんから「歩き方の基本」「靴の選び方」などを教わりました。

ウォーキング健康法は「時間をかけて、無理をせず、ゆっくりと持続させる」ことがコツだということです。



◀ 保護者参観 クッキングに挑戦

6月12日(土)、わかば保育園で、保護者参観が行われ、日ごろ、子どもたちと接する機会の少ないお父さんたちも多数参加しました。

親子クッキングでは、おにぎりやサンドイッチづくりに挑戦し、親子で楽しく食べていました。

▶ パラグアイハープのしらべにうっとり

6月20日(日)、ゆうゆうセンター多目的ホールで、ティーコンサート「パラグアイハープのしらべ」が催され、約120人がやさしい音色に聴き入っていました。

交野音楽協会が、パラグアイハープ奏者・丸田恵都子さんを招いて開いたもので、美しいしらべに心をなごませたあと、コーヒーとケーキでおしゃべりも楽しみました。





介護保険制度

Q & A

シリーズ③

<利用手続き>

- Q どのような時に利用できるのか。
- A 介護保険では、寝たきりや痴ほうなどで常に介護を必要とする状態(要介護状態)になったり、家事や身支度など、日常生活に手助け(支援)が必要な状態(要支援状態)になったときに、介護保険によるサービスを利用することができます。
- Q 利用の手続きは、どのようにするのか。
- A ①住んでいる市町村の窓口にて、介護保険の被保険証を添えて利用の申請をします。
②市町村の職員または、市町村の委託を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が訪問して介護を必要とする人の心身の状況を調査します。(訪問調査)
③市町村が設置する介護認定審査会で、訪問調査の結果とかかりつけ医師の意見書をもとに介護が必要かどうか、また、どの程度介護が必要かを審査します。
④市町村で介護が必要と認定されると、本人の希望を尊重して、ケアマネジャーが利用するサービスの種類や回数など、その内容を示した介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、円滑に利用できるよう関係各機関と調整します。なお、本人がケアプランを作成することもできます。
- Q 申請の受け付けはいつから始まるのか。
- A 実際のサービスの利用は12年4月からですが、サービスの提供が円滑に行えるよう、利用する本人に介護が必要かどうかを判断する要介護認定の申請は、今年10月から受け付けを開始します。介護保険による介護サービスの利用を希望される人は、各市町村の窓口にて申請することになります。
- Q 申請から認定までどのくらい日数がかかるのか。
- A 30日以内に認定することとされています。ただし、認定を受けた場合は、申請時から認定された間に受けたサービスも保険から給付されます。
- Q 利用料は、いくらになるのか。
- A サービス利用にかかった費用の1割を負担することになります。また、施設サービスを利用する場合、標準的な食費の負担があります。なお、1割負担が高額になるときは、負担額の上限を定め利用者の負担を軽減します。(高額介護サービス費)
- 問い合わせ 介護保険準備室(☎93・6409)

- 直立歩行する人間の宿命とも言える腰痛。腰痛が起る原因はさまざまですが、予防法を学びながら腰痛予防体操を身につけることも大切なことです。
- とき 8月17日(火)午前10時～正午(前9時30分から血圧測定)
- ところ ゆうゆうセンター3階運動療教室
- 定員 30人
- 費用 無料
- 講師 理学療法士
- 申し込み・問い合わせ 8月2日(月)から電話で健康増進課(☎93・6405)



健康な生活を送るために腰痛予防体操



母乳育児教室

- 母乳で育てたいと思っても、いざ始めてみると思いどおりにならないこともでてきます。無理なく“自分だけの”母乳育児ができるよう、ゆったりとした気分で赤ちゃんと一緒に練習しましょう。
- とき 8月18日(水)午後零時45分～3時
- ところ ゆうゆうセンター2階プレイルーム
- 対象 生後2か月前後の赤ちゃんとお母さん。予約制
- 内容 赤ちゃんの体重測定、助産婦、保健婦による育児相談など
- 持ち物 母子健康手帳、タオル
- 申し込み・問い合わせ 8月3日(火)から健康増進課(☎93・6405)

- 子どものむし歯は、2歳から3歳にかけて急増します。歯みがきの習慣づけは、毎日楽しく繰り返すことが大切で、歯ツッピー教室はそのお手伝いをします。
- とき 8月19日(木)午前9時30分～10時30分
- ところ ゆうゆうセンター2階プレイルーム
- 対象 2歳児(8月19日現在)
- 定員 先着10組
- 持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ(ふだん使っているもの)とコップ
- 参加費 1000円
- 申し込み・問い合わせ 8月4日(水)午前9時から健康増進課(☎93・6405)



2歳児の歯ツッピー教室



骨粗鬆症検診

- あなたの骨は大丈夫ですか？ 将来寝たきりにならないために、若いうちから2～3年に一度は自分の骨の状態を知り、予防に努めましょう。
- とき 8月4日(水)・19日(木)午前10時から
- ところ ゆうゆうセンター
- 対象・定員 市内在住の30歳以上の男女。各回とも20人
- 費用 1,000円(70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯については無料)
- 申し込み・問い合わせ 7月27日(火)午前9時から電話か直接健康増進課(☎93・6405)



暮らし



ペットボトルは キャップを取り外して 出しましよう

市では、ペットボトルの拠点回収を行っています。ところが最近、コンビニエンスストアなどの回収ボックスで、ごみが混じっていたり飲み残しやキャップを取り外していないもの、水洗いしていないものが多く見受けられます。

このようなペットボトルが混じっていると、選別に手間どり作業能率が低下します。また、ペットボトルを持参するビニール袋などは、必ず持ち帰ってください。

ペットボトルを出すときは、容器の中を水洗いするなど一人ひとりが決められたルールを守り、拠点回収に協力されますようお願いいたします。

○問い合わせ リサイクル推進室(☎93・8651)

リサイクルできるペットボトルの種類 (再資源化法で材質表示指定を受けているもの)	
★飲料用	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本茶、麦茶などの容器
★酒類用	日本酒、しょうちゅう、ウイスキー、みりんなどの容器
★しょうゆ用	しょうゆの容器

〈注意〉しょうゆ以外の調味料用(ソースなど)、食用油用、非食品用(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品など)のボトルはリサイクルの対象外です。



リサイクル情報交差点

市では、ごみ減量の一環として、広報「かたの」に「リサイクル情報交差点」を掲載しています。

各家庭で、まだ使用できるが自分の家では使わなくなったもの、自分の家にないので譲ってほしいものなどがあれば、係までご応募してください。

ただし、応募にあたっては次のことを守ってください。

〔掲載できない品物〕

古美術品、ガス器具、単車、自動車、生鮮食品、医療器具、貴金属、酒、たばこ、仏壇などの宗教用品、動植物、不動産、その他不適当と思われる品物。

〔注意事項〕

品物の受け渡しについて、故障・破損及び事故などの問題が生じた場合、市は一切責任を負いませんのでご了承ください。当事者間の話し合いで解決してください。

○申し込み・問い合わせ 広報5月25日号掲載の「リサイクル情報交差点」の応募用紙を切り抜くか、コピーをし、はがきまたは封書で〒576-0017 交野市星田北1-7-5 交野市環境事業部リサイクル推進室(☎93・8651)

※次回の掲載は9月25日号です。



資源ごみは透明袋で出しましよう

市では、空き缶、空きびん、なべ、やかんなどの資源ごみを出すときは透明袋を使用するようお願いしています。最近、色付きの袋や段ボール、紙袋などで出す人が見受けられます。

このように指定外のもので出されますと中身を確認することができません。またぬれて底が抜けることもあり、困っています。陶器(不燃ごみや可燃ごみが混入されていること)もあります。

資源ごみは透明袋で、資源としてリサイクルできるものだけを出すようにご協力をお願いします。

○問い合わせ リサイクル推進室(☎93・8651)



ゆずってください

①キッズサイクル(幼児用自転車)。メーカー不問。色はできれば男の子用。価格は500円くらい。石橋(☎94・00660)

②電子ピアノ(88鍵、消音付き)。色・メーカーは特になし。価格は1万円。傷汚れが多少あってもよい。山下(☎93・35991)

③チャイルドカーシート(新生児用)。色・メーカーは特になし。価格は無償か超格安で。傷汚れが多少あってもよい。吉岡(☎91・62333)

④おもちゃのミニカー(特にトラックなど)。色は特になし。メーカーはトミーほか。価格は無償。傷汚れが多少あってもよい。金子(☎94・11288)

⑤小学生用剣道具一式。価格は無償で。古くても、傷汚れが多少あってもよい。宮崎(☎92・64667)

⑥鯉のぼり・かぶと(端午の節句用)。価格は無償か有償で。傷汚れが多少あってもよい。池田(☎92・56889)

⑦中古自転車(婦人用)。色・メーカーは特になし。価格は相談(できれば格安で)。上田(☎94・27222)

⑧ワイプロ。メーカーはシャープ。色はグレー。価格は無償。傷汚れが多少あってもよい。今井(☎91・36441)

⑨自転車(大人用、荷台・前かご付き)。色・メーカーは不問。価格は無償か格安で。傷汚れが多少あってもよい。松井(☎91・1347)

ゆずります

①エレクトーン。メーカーはヤマハ。色は茶。傷汚れが多少あり。大きさは縦60cm×横110cm×高さ90cm。価格は無償。取りに来てくださる人。梶(☎94・12688)

②机2脚(前ぶたが開き机になる)。色はベージュ。傷汚れが多少あり。価格は無償。大きさは2脚とも幅85cm×奥行43cm×高さ118cm。取りに来てくださる人。西村(妙見坂4-5-17) ☎91・5700

③ダイビング機材。色は黒・黄。メーカーは不明。傷汚れが多少あり。価格は有償(応談)。田上真司(神宮寺1-10-8) ☎92・05114



老人医療費助成制度が変わります 11月1日以降65歳になる人から

本来、65歳から69歳の人が医療機関などで受診する際、医療費の2割もしくは3割の自己負担が必要ですが、大阪府内の各市町村では、一定の所得額以下の人は、定額負担（外来1回530円と別途薬剤一部負担金が必要）だけで受診できるよう老人医療費助成制度が講じられていました。

この制度に必要な費用は、これまで府が5分の4、市が5分の1を負担していたのですが、苦しい財政事情から府は制度の見直しを行い、平成10年11月1日以降新たに65歳となる人から、市民税非課税世帯に属す

すでに65歳以上の人は従来どおりです

今年10月末の年齢が、満65歳から69歳に達している人（昭和4年11月2日～昭和9年10月31日生まれの人）は、改正されるまでの所得制限基準額が適用され、今回の改正による影響はありません。

したがって、所得制限基準額（表A）を上回るこのない限り、70歳に達する月まで従来どおりの所得基準で助成されます。なお、70歳に達した翌月からは、所得に係らず国の老人保健法に該当します。

る人などに限り助成対象者とする所得基準の変更が行われました。

本市において従来の制度を継続していくには、今後ますます多様化する保健、福祉行政を考えた場合、市の財政負担はますます増大し、困難が予想されます。

このため、6月市議会でも、同制度について慎重審議の結果、府の改正より1年間延長し、本年11月1日から府の基準に基づく制度（表B）に変更することになりました。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

○問い合わせ 保険年金課老人医療係

Q & A

- Q 今65歳で助成をうけていますが、私はこれからどうなるのですか。
- A あなたを含め、平成11年10月31日現在、65歳以上なら、引き続き現在の所得制限基準額が適用されますから、今回の改正による影響はありません。
- Q 夫は65歳以上で、すでに老人医療証を持っています。私は現在64歳ですが、これからどうなるのですか。
- A あなたの属する世帯が市民税非課税世帯なら、お二人とも適用になりますが、課税世帯で所得制限基準額以内ならばご主人は適用されますが、あなたは適用されません。
- Q 私たち夫婦は、お互い64歳で市民税非課税世帯です。健康保険は、別居している子供の扶養家族となっていますが、65歳になると適用されるのでしょうか。
- A 子供さんが市民税課税世帯であれば、お二人とも適用されません。

— A — 平成11年10月31日現在すでに65歳以上の人 (誕生日が昭和4年11月2日～昭和9年10月31日の人)			
所得制限基準額			
扶養人数	0人	1人	2人以上
国民健康保険加入者 または社会保険の 扶養家族	224万円	259万円	1人増す ごとに 29万円加算
社会保険の本人(附加 的給付のある健康 保険を除く)	159万5,000円	197万5,000円	1人増す ごとに 38万円加算

— B — 平成11年11月1日以降新たに65歳に達する人 (誕生日が昭和9年11月1日以降の人)	
市民税非課税世帯に属する人	
ただし、次に該当する人については、市民税が課税されていても制度が適用される場合がありますので届け出をしてください。	
(1) 精神保健および精神障害福祉に関する法律に基づく医療を受けている人	
(2) 結核予防法に基づく医療を受けている人	
(3) 特定患者の治療を受けている人	

9月から11月にかけて、総務庁統計局による全国消費実態調査が行われます。

この調査は、国民生活の実態を把握するもので、調査結果は社会・経済諸施策などの基礎資料として広く利用されます。調査された事柄を統計以外に使用することは、法律で固く禁じられていますので安心してご記入ください。

調査員がみなさんのお宅へ伺いましたら、ぜひ調査に協力していただきますようお願いいたします。

○問い合わせ 企画調整課



ご協力ください 平成11年全国消費実態調査



平和を祈念して黙とう

8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。

市では、平和事業の一つとして、原爆死没者の慰霊と平和祈念のため、市民のみなさんに1分間の黙とうを呼びかけています。また、市内の各寺院も原爆が投下された時刻に「平和の鐘」をついていただくようお願いしています。

市民のみなさんも、この趣旨を理や解していただき、それぞれの家庭や職場、地域で1分間の黙とうをささげていただきますようお願いいたします。

▷ 8月6日(金) 午前8時15分
▷ 8月9日(月) 午前11時2分
○問い合わせ 人権擁護推進室



市議会議員選挙立候補予定者説明会 8月11日(水) 午後2時

9月26日(日)に予定されている市議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

立候補に必要な関係諸用紙をお渡ししますので、立候補予定者または、その代理の人は必ず出席してください。

- とき 8月11日(水) 午後2時
- ところ 市役所別館3階中会議室
- 問い合わせ 市選挙管理委員会事務局

みんなのひろば



オールフリーダンスの会

8月1日(日)・22日(日)午後6時～9時、ゆうゆうセンター多目的ホール。デモと教室の練習をされる人は事前に連絡(当日午後5時～6時)してください。参加費600円。共通1,100円。主催はひまわり。申し込みは当日直接会場。問い合わせは宇津宮さん(☎91・7217)

表装同好会作品展

8月6日(金)～8日(日)午前9時～午後5時、青年の家ロビー。手作りの掛け軸や色紙かけ、はがきかけなど約60点を展示。入場無料。主催は表装同好会。問い合わせは小林さん(☎91・2319)

ベアテ勉強会

8月24日(火)午前10時～正午、青年の家第4研修室。戦後、日本女性の地位向上に影響を与えたベアテ・シロタ・ゴードンさんについて学習します。定員約30人。参加無料(ただし資料代が必要)。パネリストは橋本

世津子さん。主催はK L ネットワーク。申し込み・問い合わせは電話で安東さん(☎92・9546)

難聴児親子キャンプ

8月28日(土)午前10時～午後3時、星の里いわふね。難聴児の親子と交流します。定員10人。参加費は親子で450円。申し込み・問い合わせは電話で川北さん(☎92・8619)



交野市女性団体連絡協議会

8月～12月の毎月第2・第3土曜日午前10時～正午、武道館。茶道、煎茶の心得を学びます。定員15人。会費(10回コース)1万円。講師は鵜飼柳交さん。申し込み・問い合わせは電話で東さん(☎92・3170)

青少年リーダー育成キャンプ

10月9日(土)～11日(月・振り替え休日)、星の里いわふね。自然の中で野外活動、講演会、キャンプファイヤーなどを楽しみます。対象は市内在住かつ在勤の18歳～30歳の男女約20人(先

着順)。参加費無料(クラブで負担)。主催は国際ロータリー第2660地区、青少年活動委員会。申し込み・問い合わせは8月10日(火)までに交野ロータリークラブ(☎93・3700)

日本将棋連盟交野支部

毎月第1～第4までの毎日曜日午後2時～7時、藤が尾ふれあい会館。将棋を通して交流を深めています。入会金1,000円。月会費600円。指導は日本将棋連盟棋士九段・福崎文吾さん。申し込みは直接会場。問い合わせは西原さん(☎92・6375)か、菊田さん(☎93・8126)



古武道同好会七星会

毎週土曜日午後4時～6時、水曜日午後6時30分～9時、青年の家。3か月間、居合の楽しさを親切に指導します。定員は男女約10人。月会費1,000円。指導は教士七段・岩上好博さん。申し込み・問い合わせは直接道場か、電話で応矢さん(☎93・2960)

消防サイレン8月1日(日)の正午点検のために鳴らします

○問い合わせ 市消防本部(☎92・0119)

- 対象住宅
- ▼住宅金融公庫融資▼リフォームローン
- ▼住宅金融公庫基準金利を利用する人が取得する住宅▼一次取得者が取得する住宅▼高耐震住宅▼性能保証住宅▼災害復興分▼高齢者・障害者同居住宅▼不燃化対応住宅(地域限定)
- 融資条件
- ▼誘導金利対象
- ▼自ら居住するため住宅金融公庫の融資を限度額まで申し込む▼償還完了時の年齢は70歳未満▼平成10年所得が、給与所得者は144.2万円以下▼確定申告額が120.0万円以下▼確実に返済能力がある▼府税・市民税を滞納していない
- 標準金利対象
- 申込期間 12年3月24日(金)まで
- ※先着順で、融資予定額に達した時点で締め切ります。
- 融資条件
- 誘導金利対象
- 自ら居住するため住宅金融公庫の融資を限度額まで申し込む▼償還完了時の年齢は70歳未満▼平成10年所得が、給与所得者は144.2万円以下▼確定申告額が120.0万円以下▼確実に返済能力がある▼府税・市民税を滞納していない

融資条件

	内	容
利率	誘導金利 年3.0% 標準金利 年3.5% (いずれも固定金利)	
返済期間	最長25年	
返済方法	元利均等毎月払い 元利均等毎月払いとボーナス払いの併用	
繰上償還	一括償還、一部繰上償還	
融資額	建設・購入 100万円～1,000万円 リフォーム 100万円～200万円 (10万円単位で端数は切り捨て)	

○条件 左表
○問い合わせ
府住宅まちづくり政策課助成係
(☎06・6941・0351)
なお、府内で貸家を持っている人、または民間借家に入居している人で、賃貸住宅の増築・改築・修繕などを行うために、資金を必要とする人には、金融機関に融資あっせん(低金利)しています。
こちらの問い合わせも、前記の助成係まで。

シンナー・覚せい剤は、人の心を鬼にする

薬物は、あなたの精神と肉体を破壊し、生活を乱し、家族を崩壊させます。
○薬物に関する相談
大阪府麻薬覚せい剤対策本部
(☎06・6941・9078)
四條保健所
(☎78・1021)
枚方警察署
(☎45・1234)

訂正

7月10日号18頁のみんなのひろば「空手道大阪大会で好成績」に、一部誤りがありました。誤りは、「中学生男子1年②岩崎 淳(交野2中)」で、正しくは「中学生男子1年②岩橋 淳(交野1中)」でした。深くお詫びして訂正いたします。

8月の相談室(無料)

法律相談 = 市民に限る = (弁護士)
 毎週木曜日 13時～16時、市役所別館
 定員6人(予約制)
 予約は、当日9時30分から電話で総務課
 (☎92・0121)

税の相談 (税理士)
 18日(水) 13時～16時、市役所別館
行政相談 (総務庁行政相談委員)
 14日(土) 郡津公民館、27日(金) 市役所別館
 いずれも 13時～16時
年金なんでも相談 (社会保険労務士)
 24日(火) 13時～16時、あいあいセンター
 ※以上問い合わせ 総務課 (☎92・0121)

人権相談 (人権擁護委員)
 19日(木) 14時～16時30分、あいあいセンター
女性相談 (女性相談員)
 12日(木) 14時～16時30分、あいあいセンター
 電話で事前予約 (☎92・0121)
 ※以上問い合わせ 人権擁護推進室 (☎92・0121)

交通事故相談 (大阪府公報報道室交通事故相談員)
 毎月第4水曜日 10時～15時30分、市役所別館
消費者相談 (消費生活専門相談員)
 毎日(土曜・日曜日と休日を除く) 10時～正午
 と13時～16時、あいあいセンター(☎91・5003)
 ※以上問い合わせ 環境生活課 (☎92・0121)

障害者福祉相談 (交野市身体障害者相談員)
 毎月第1、第3水曜日 13時～16時、ゆうゆうセンター
 ※問い合わせ 福祉サービス課 (☎93・6400)

老人介護巡回相談 (在宅介護支援センター職員)
 4日(水) 私部会館、25日(水) 星田会館
 いずれも 13時～15時
 ※問い合わせ 介護保険準備室 (☎93・6409)

母子寡婦福祉相談 (大阪府相談員)
 毎週月曜日 9時～正午と13時～17時15分、
 ゆうゆうセンター 事前に連絡してください。
 ※問い合わせ 社会福祉課 (☎93・6400)

健康相談 (保健婦、看護婦・士、栄養士)
 毎週火曜日 10時～11時30分、ゆうゆうセン
 ター
 毎週金曜日 13時30分～15時、青年の家
でんわ健康相談 (保健婦、栄養士)
 毎日(土曜日と休日を除く) 10時～正午と
 13時～16時 (☎93・6405)
 ※以上問い合わせ 健康増進課 (☎93・6405)

でんわ育児相談 (園長補佐、主任保育士)
 毎週水曜日
 あまだのみや幼稚園(☎92・1351)
 毎週木曜日
 あさひ幼稚園(☎92・0206)
 毎週金曜日
 くらやま幼稚園(☎92・8433)
 いずれも 13時～15時
 ※以上問い合わせ 各幼稚園

育児相談 (園長、主任保育士)
 毎週火曜日 13時～15時、倉治保育園
 ※問い合わせ 倉治保育園 (☎91・1116)

こども相談 (家庭児童相談員)
 毎日(土曜日と休日を除く) 9時～17時15分、
 こどもゆうゆうセンター
 ※問い合わせ こどもゆうゆうセンター(☎92・3077)

教育相談 (長宝寺小学校・教育相談員)
 毎日(土曜日と休日を除く) 10時～16時、教
 育センター
 ※問い合わせ 教育センター(☎92・8627)

心配ごと相談 (民生児童委員)
 毎週水曜日 14時～16時、ゆうゆうセンター
 ※問い合わせ 社会福祉協議会 (☎93・6400)

園芸相談 (公園みどり課職員)
 毎月第3木曜日 13時～16時、市役所別館
 ※問い合わせ 公園みどり課 (☎92・0121)

可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ 月1回

ごみはきっちり分別し、きめられた日の午前8時45分までに各ステーションへ出してください。

可燃性粗大ごみ 不燃ごみ	収集地区	資源ごみ
8月18日 (第3水曜)	私部・私部南・私部西・青山・ 向井田・私市・私市山手	8月4日 (第1水曜)
8月25日 (第4水曜)	星田・星田北・星田西・南星台・ 妙見坂・妙見東・星田山手	8月11日 (第2水曜)
8月4日 (第1水曜)	幾野・倉治・東倉治・神宮寺・ 寺・寺南野・森北・森南・傍示	8月18日 (第3水曜)
8月11日 (第2水曜)	郡津・梅が枝・天野が原町・藤 が尾・松塚	8月25日 (第4水曜)

普通ごみ(生ごみなど可燃ごみ) 週2回

ごみはきめられた日の午前8時45分までに各普通ごみステーションへ出してください。

曜日	収集地区
月・木	倉治・東倉治・神宮寺・郡津・森北・ 森南(私市の一部を含む)・幾野・天野 が原町・青山・向井田・行殿・浜の池・ 梅が枝・松塚・寺・寺南野・駅前住宅 (私部長砂町を含む)
火・金	私部・私部南・私部西・星田・南星台・ 星田山手・妙見東・星田北・星田西・ 藤が尾・私市・私市山手・妙見坂

8月の
ごみ
収集
日

市の人口(6月末現在)	火災と救急(6月分)
人口 77,164人	火災 1件
男 38,114人	救急 179件
女 39,050人	
世帯数 26,816	

広報かたの

(No.507) 1999年7月25日

編集と発行 交野市役所総務課

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 ☎0720-92-0121
 テレホンサービス ☎0720-92-1599